

令和6年度八潮市国民健康保険税の留意点

八潮市では、関係法令の改正や県が定めた「運営方針」などを踏まえ、令和6年度から課税限度額及び軽減制度の一部を改正いたします。

納税者様及び被保険者様にはご負担をお掛けしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

課税限度額の改定

- 医療給付費分及び後期高齢者支援金等分の課税限度額を引き上げます。

令和5年度				令和6年度	
医療給付費分	650,000円	➡		医療給付費分	650,000円
後期高齢者支援金等分	200,000円			後期高齢者支援金等分	220,000円
介護納付金分	170,000円			介護納付金分	170,000円
合計	1,020,000円			合計	1,040,000円



軽減の適用判定に係る計算方法の改定

- 低所得世帯に対する均等割額の軽減（7割・5割・2割）の内、2割軽減及び5割軽減の適用範囲を拡充します。

令和5年度			
軽減割合	対象となる世帯		
7割軽減	世帯主及び被保険者等の所得の合計が※1	43万円+（給与所得者等※2の数-1）×10万円以下	の世帯
5割軽減	世帯主及び被保険者等の所得の合計が※1	$\frac{43万円+（給与所得者等※2の数-1）×10万円}{+29万円×被保険者数等※3以下}$	の世帯
2割軽減	世帯主及び被保険者等の所得の合計が※1	$\frac{43万円+（給与所得者等※2の数-1）×10万円}{+53.5万円×被保険者数等※3以下}$	の世帯



令和6年度			
軽減割合	対象となる世帯		
7割軽減	世帯主及び被保険者等の所得の合計が※1	43万円+（給与所得者等※2の数-1）×10万円以下	の世帯
5割軽減	世帯主及び被保険者等の所得の合計が※1	$\frac{43万円+（給与所得者等※2の数-1）×10万円}{+29.5万円×被保険者数等※3以下}$	の世帯
2割軽減	世帯主及び被保険者等の所得の合計が※1	$\frac{43万円+（給与所得者等※2の数-1）×10万円}{+54.5万円×被保険者数等※3以下}$	の世帯

※1: 65歳以上の公金年金所得者は、年金所得から15万円を差し引いた額
※2: 一定の給与所得者(給与収入55万円超)及び一定の公的年金等の支給(65歳未満:60万円超、65歳以上:110万円超)を受けている方
※3: 世帯の国保加入者、国保から後期高齢者医療保険に移行した方

お問い合わせ
八潮市役所 国保年金課 保険賦課係
電話048-996-2111 内線833・834・835